

有価証券及び借入金等に関する注記事項の改訂について

企業会計基準委員会は、平成20年3月10日「金融商品に関する会計基準」を改正し、併せて、新たに「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」を公表した。

この適用指針では、金銭債権のほか社債、長期借入金、リース債務等の金銭債務についても、時価がある場合にはその時価等の開示を行うこととしている。

のことについて、一部の公社の外部監査人から公社会計としての対応を求められることからその検討を行ったが、公社会計基準としては、当会計基準を直接適用するのではなく、当会計基準の趣旨を踏まえ、下記のとおり、有価証券等の注記事項の充実を図ることとし、財務諸表の「注記事項様式」の改訂を行うこととする。

記

1 金融商品の時価等の開示に関する適用指針の主な概要

(平成22年度3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用)

<主な内容>

従来開示されてきた有価証券やデリバティブ取引項目だけでなく、金銭債権・債務を含む金融商品全体を対象として、次の事項について開示する。ただし、重要性に乏しいものは注記を省略できる。

- ① 金融商品の状況に関する事項 ② 金融商品の時価等に関する事項

<開示対象>

現金預金、有価証券、未収金等の金銭債権及び借入金、金利スワップ、社債、預り保証金、未払金等の金銭債務のほか、債務保証契約、当座預金借越契約など

2 公社会計における対応について

(1) 基本的な考え方

① 有価証券について

公社が取得・保有する有価証券は、公社法第34条（余裕金の運用）において、国債、地方債、その他国土交通大臣の指定する有価証券に限定されており、業務活動から生じる余裕金の安全かつ効率的な運用が義務付けられている。したがって、その有価証券の取得は、元本割れのリスクのない国債、地方債等で、基本的に「満期保有の債券」に限定されている。

② 借入金について

公社の借入金は、これまで主として設立団体や旧住宅金融公庫などからの借入で事業資産に直結した借入金であり、その時価の開示が適切な情報開示とは言い難い。

なお、近年、金融機関からの借入が主軸になりつつあり、その借入においてデリバティブ取引などが行われているが、その情報開示が充分に行われていな状況もある。

③ その他の金銭債権・債務について

その他の金銭債権・債務については、「金融商品の時価等の開示」の趣旨が、株式の投資家等への有用な情報提供である。したがって、その求める時価等の情報は、必ずしも公社会計の利害関係者に対する有用な情報提供とは言い難い。

また、公社会計基準は、その財務諸表として「附属明細表」を設けて、有価証券、借入金の明細のほか、未収金、未払金等の金銭債権債務の明細を開示しており充分な情報提供を行っているといえる。

(2) 公社会計基準の注記事項の充実

公社会計としては、次の事項について注記事項の充実を図るものとする。

<重要な会計方針（標準様式）>

<現行>	<改訂案>
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法 償却原価法によっている。</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の有価証券 償却原価法によっている。 (2) 子会社株式 市場性のない株式であることから 取得原価を基準とし、実質価格によ る。</p>
<p>10 その他重要な事項 (1) ~ (3) 省略</p>	<p>10 その他重要な事項 (1) ~ (3) 省略 (4) デリバティブ取引 ヘッジ会計の方法（例） ① ヘッジ会計の方法 社内規定により特例処理要件を 満たす金利スワップのみを行う こととしており、全て特例処理し ている。 ② ヘッジ手段及びヘッジ対象 ヘッジ手段：金利スワップ ヘッジ対象：金融機関借入金 ③ ヘッジ方針 「金利変動リスク管理方針」など の社内規定に基づきリスクをヘ ッジすることについている。 ④ ヘッジの有効性の評価 金利スワップの契約締結時に、リ スク管理方針に従って同一金 額・同一期日の借入金と対応させ るため、ヘッジに高い有効性があ るものと判断している</p>

3 適用時期 本様式の適用は、企業会計に準じて、平成 21 年度事業決算からとする。